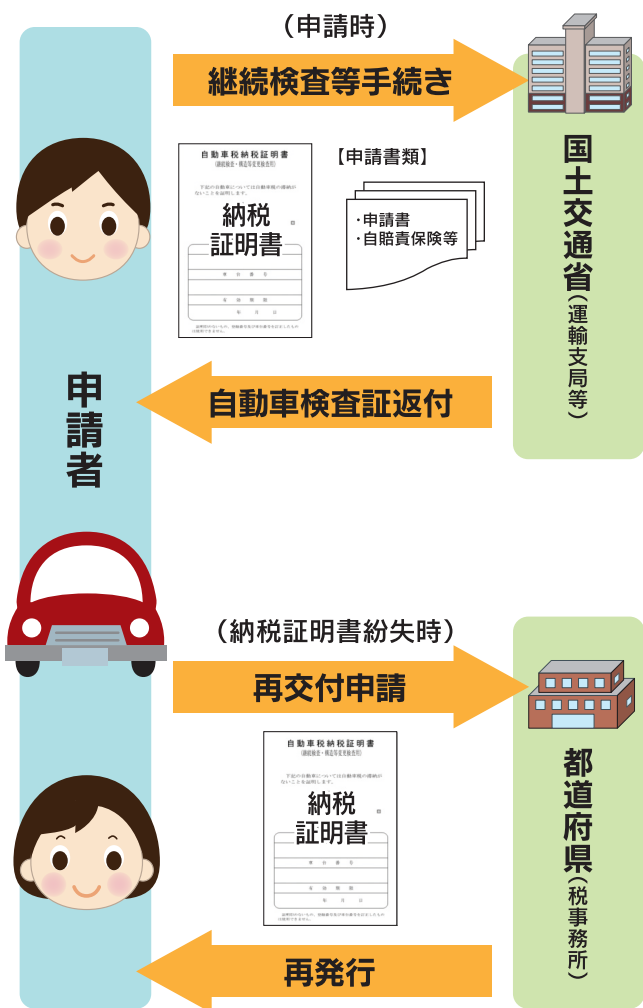


平成27年4月から

登録自動車については、継続検査等窓口での自動車税納税証明書の提示を省略できるようになります！

※自動車税に滞納があると、これまでどおり自動車検査証の返付は受けられません。

■現在の申請の流れ



■平成27年4月以降の申請の流れ



【ご注意ください】 ~以下に該当する方は、納税証明書の提示が必要です~

- 軽自動車、小型二輪自動車の継続検査等を受検される方
- コンビニ等で自動車税を納付後、すぐに継続検査等を受検される方

※自動車税の納付方法により、当該納付情報が都道府県のシステムに反映されるまで相応の日数（最大4週間程度）がかかる場合があります。自動車税を納付後すぐに継続検査等を受検する方は、金融機関の窓口やコンビニ等で納付し、納税通知書に添付の納税証明書をご提示ください。詳細は各都道府県にお問い合わせください。

●以下の府県で登録されている方

（年度途中に引越し等で納付確認電子化に対応済みの都道府県ナンバーに変更した場合でも、納税証明書の提示が必要となります。）

富山県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

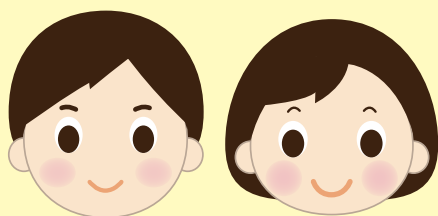
※これらの府県の多くにおいては、順次納付確認の電子化に対応予定です。詳細は各府県にお問い合わせください。

秋田県
平成27年3月

継続検査・構造等変更検査(車検)用 自動車税納税証明書について

【これまで】

- ◎車検の手続きでは、継続検査等窓口まで車検用自動車税納税証明書を持参して提示する必要がありました。
- ◎そのため、納税通知書添付の納税証明書を紛失したときには、総合県税事務所の窓口での再交付申請が必要でした。



変
更



【平成27年4月～】

- ◎県の税務システムと運輸支局等の登録検査システムを接続することにより、自動的に自動車税納税証明データが送信されるので、車検用自動車税納税証明書を紛失した場合であっても、**再交付の手続きは不要**です。
- ◎そのため、総合県税事務所では車検用自動車税納税証明書の**再交付は原則として、今後行いません**ので、御理解と御協力をお願いします。

納税証明書の再交付申請に関するお問い合わせ先(最寄りの総合県税事務所又は支所)

- | | | |
|---------|----------------|------------------|
| ● 収納管理課 | 秋田市山王四丁目1番2号 | TEL 018-860-3331 |
| ● 鹿角支所 | 鹿角市花輪字六月田1番地 | TEL 0186-23-2328 |
| ● 北秋田支所 | 大館市片山町三丁目14番5号 | TEL 0186-49-2211 |
| ● 山本支所 | 能代市御指南町1番10号 | TEL 0185-52-6201 |
| ● 由利支所 | 由利本荘市水林366番地 | TEL 0184-23-4105 |
| ● 仙北支所 | 大仙市大曲上栄町13番62号 | TEL 0187-63-5222 |
| ● 平鹿支所 | 横手市旭川一丁目3番41号 | TEL 0182-32-0595 |
| ● 雄勝支所 | 湯沢市千石町二丁目1番10号 | TEL 0183-73-3181 |